

京都市告示第672号

平成24年3月22日京都市告示第446号（再生可能エネルギー利用量算出基準）の一部を次のように改めます。

令和3年3月31日

京都市長 門川大作

第1条中「第25条第1項第2号」を「第29条第1項第2号」に改める。

第3条中「第25条第1項第2号」を「第29条第1項第2号」に、「第25条第1項第1号」を「第29条第1項第1号」に改め、「各号」を削り、「第4条」を「次条」に改める。

第4条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第1号中「第25条第1項第1号ア」を「第29条第1項第1号ア」に、「0.73」を「0.81」に、「0.68」を「0.82」に改め、同条第2号中「第25条第1項第1号イ」を「第29条第1項第1号イ」に改め、同条第3号中「第25条第1項第1号ウ」を「第29条第1項第1号ウ」に改め、同条第4号中「第25条第1項第1号エ」を「第29条第1項第1号エ」に、「20」を「9.1」に改め、同条第5号中「第25条第1項第1号オ」を「第29条第1項第1号オ」に改め、同条第6号中「第25条第1項第1号カ」を「第29条第1項第1号カ」に改める。

第5条中「第25条第1項第1号キ」を「第29条第1項第1号キ」に、「事由に相当する場合」を「市長が定めるやむを得ない事由」に改める。

第6条中「第25条第1項第1号キ」を「第29条第1項第1号キ」に改める。

第8条中「都市計画局建築技術担当局長」を「都市計画局建築技術・景観担当局長」に改める。

別表を次のとおり改める。

傾斜角 $\theta^\circ$ 方位角 $\gamma^\circ$	0 (0~4)	10 (5~14)	20 (15~24)	30 (25~34)	40 (35~44)	50 (45~54)	60 (55~74)	90 (75~90)
180 (165~180)	3.43	3.18	2.87	2.53	2.21	1.93	1.67	1.18
150 (135~164)	3.43	3.21	2.94	2.64	2.34	2.06	1.81	1.31

120 (105~134)	3.43	3.29	3.11	2.90	2.67	2.44	2.22	1.61
90 (75~104)	3.43	3.40	3.32	3.20	3.05	2.87	2.66	1.96
60 (45~74)	3.43	3.50	3.52	3.48	3.38	3.23	3.03	2.23

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築審査課)